Y軸スケール　10dB／Div
入力レベル　搬送波レベルがスペクトル分析器の雑音レベルより十分高いこと
掲引時間　測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合は、１サンプル当たり１バースト以上が入る時間）
データ点数　400点以上
掲引モード　連続掲引
平均処理回数　10回以上
検波モード　サンプル。ただし、バースト波の場合は、ポジティブピーク

3　試験機器の状態
［(1)　同左］
［新設］

(2)　［同左］
(3)　［同左］
(4)　［同左］

4　測定操作手順
(1)　スペクトル分析器を2(1)のように設定する。
［(2)～(9)　同左］

5　試験結果の記載方法
(1)　占有周波数帯幅は、「上限周波数」と「下限周波数」の差として算出し、MHz単位で記載する。
(2)　２つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備の場合は、各周波数セグメントごとの測定値を記載する。
(3)　複数の空中線を有する場合は、それぞれの空中線ごとの測定値のうち、最も大きなものを記載する。

6　その他
(1)　2(1)において、バースト波の場合は、表示モードをマックスホールドとして波形が変動しなくなるまで連続掲引する。
(2)　複数の空中線を有する場合であって、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に電波を発射しないときは、同時に電波を発射する空中線のみの測定とすることができる。ただし、空中線の選択回路に非線形素子を有する場合は、この限りでない。
(3)　複数の空中線を有する場合であって、個々の空中線ごとに送信状態又は非送信状態の切替機能を有しないときは、全ての空中線を送信状態として測定する。
(4)　複数の空中線を有する場合であって、空中線ごとの測定値が許容値から100kHzを減じた値を超えるときは、全ての空中線から送信し、空中線電力の総和が最大となる状態で測定し、それぞれの空中線ごとの測定値に加えて記載すること。

十八　スプリアス発射又は不要発射の強度（アンテナ一体型）
［1　同左］
2　測定器の条件
(1)　不要発射探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。
掲引周波数幅　30MHzから26GHzまで㈱
分解能帯域幅　１MHz

3　試験機器の状態
［(1)　略］
(2)　キー操作、制御器又は外部試験装置を用いて最大出力及び占有周波数帯幅が最大となる状態に設定する。
(3)　［略］
(4)　［略］
(5)　［略］

4　測定操作手順
(1)　スペクトル分析器を四の項2(1)のように設定する。
［(2)～(9)　略］

5　試験結果の記載方法
四の項5(1)及び(2)に同じ。複数の空中線を有する場合は、それぞれの空中線ごとの測定値のうち、最も大きなものを記載する。

6　その他
四の項６に同じ。

十八　スプリアス発射又は不要発射の強度（アンテナ一体型）
［1　略］
2　測定器の条件
(1)　不要発射探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。
掲引周波数幅　30MHzから26GHzまで㈱
分解能帯域幅　１MHz